

答 申 書

令和6年3月27日

秩父広域市町村圏組合
特別職報酬審議会

秩父広域市町村圏組合 特別職報酬審議会答申について

《はじめに》

秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会では、令和6年1月12日に北堀管理者から理事の報酬額の改定について諮問を受け、これまで2回にわたり審議を行ってきました。

諮問事項を検討するにあたっては、当組合の事業概要、過去の理事報酬額の改定状況、類似団体との比較、正副管理者及び理事の職務内容などを総合的に勘案し審議した結果、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

《審議内容》

【諮問事項】

*管理者、副管理者及び理事の報酬額の改定について

【答 申】

*管理者、副管理者及び理事の報酬額は、平成16年8月に一律年額1,000円に改定しているが、改定前の年額と同額の管理者163,000円、副管理者113,000円、理事94,000円とすることが妥当である。

《審議経過》

【現状把握及び類似団体との比較】

平成16年8月の改定において、当時の市町村合併を目前に厳しい財政状況であることを踏まえ、理事から無報酬とする提案があり、報酬額を年額一律1,000円とした経緯がある。

秩父広域市町村圏組合は、市町とは別の地方公共団体であること、当時と比べ現在は、水道事業やし尿処理事業が当組合の事務事業に加わり、正副管理者及び理事の職務内容及び業務時間を勘案すると、現在の報酬額である年額1,000円は適正な額とは言い難い。

県内類似団体との比較検討では、広域行政を所管する一部事務組合を対象としたが、地域的な状況、圏域内の人口規模や世帯数、共同処理する事務事業の数などの諸条件が比較的近い児玉郡市広域市町村圏組合は、比較対象として最適な団体であると言える。なお、平成16年8月の改定前の報酬額は、同組合のものに近い金額である。

【組合での業務時間による検討】

正副管理者及び理事の業務時間に応じた報酬額の検討では、市や町で支給されている市長及び町長の給料月額を元に各々の時間給を設定し、これに組合における理事の年間の業務時間数を乗じて報酬額を試算した。この試算によると管理者の報酬額は年額 168,000 円であり、改定前の報酬額との差は 5,000 円となった。また、副管理者は 108,000 円（差 5,000 円）、理事は 96,000 円（差 2,000 円）であり、各々概ね同額であるということを踏まえると、改定前の報酬額には合理性があるものと判断できる。

【意見集約】

現在の報酬額となってから既に 19 年以上が経過していることなどを考慮すると、改定前の報酬額よりも多少増額することも可能ではないかという意見や、児玉郡市広域市町村圏組合と当組合は諸条件が比較的近いとはいっても、人口規模が秩父の約 9 万人に対して、児玉の約 13 万人では差があるため、当組合の報酬額の方が高いのは、少し不自然ではないかという意見もあった。

こうした意見や検討を踏まえ審議した結果、正副管理者及び理事の報酬額は、平成 16 年 8 月の改定前の年額と同額の管理者 163,000 円、副管理者 113,000 円、理事 94,000 円とすることが妥当である、との意見集約に至った。

【答申にあたって】

昨今の物価高騰がきっかけとなり、就労者の生活の底上げを図るため、経済界を中心に賃金引き上げの機運が高まっているが、今後は賃金引上げ等の動向や類似団体との均衡に留意しつつ、秩父圏域の経済状況及び当組合の財政状況等に配慮し、理事報酬の適正な水準を検討していくことが望ましい。

最後に、正副管理者及び理事には、秩父地域の住民福祉の向上、安心安全な生活環境づくりのため、なお一層の尽力を期待するものである。

秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会

会長 若林 俊明
委員 松崎 功太
相馬 啓一
小菅 孝
黒沢 裕幸